

ナイトタイムエコノミー推進プロジェクト Q&A

【全体】

Q. 繁華街エリアとはどこを指すのか。考え方は？

A. 夜間（18時～24時）の営業を行っている小売業又はサービス業の店舗が5割合以上集積している京町三丁目～古船場町のことを指す。
実際の区域については、各要綱に定めるとおり。

Q. 「繁華街エリア外からの誘客」とは？（本プロジェクトのねらい）

A. 小倉都心部を訪れる観光客や普段繁華街エリアを訪れることの無い方が、繁華街エリアを訪れ、夜のまちを楽しんでもらうことで、市内の滞在時間の延長、宿泊の増加、新たな顧客の獲得に繋げ、「稼げるまち」の実現を目指すものである。

【イベント】

Q. 繁華街エリア内に活動の拠点を有する法人又は団体とはどういう意味か。

A. 「事務所住所を繁華街エリア内に置いている」「団体の構成員が繁華街エリア内の店舗である」など、繁華街エリアでの営業活動が主となっている法人や団体と考える。

Q. 「自らが事業主体」とは。

A. 企画、運営、全体の管理を行う事業者自身が補助金の申請者（事業主体）となる。ただし、事業主体自身を実施することのできない業務、事業主体自身を実施するよりも早く安価に業務が実施できるなどの合理的な理由がある場合は、事業の一部を他の事業者へ委託することが出来る。（企画全体を委託することは認められない）。

【空き店舗】

<新規出店>

Q. 新規出店の定義は？

A. 空き店舗を賃借し、法律上遵守すべき許可等を取得した上で、新たに事業を開始する場合のことをいう。

Q. 「移転」「2号店」はどう判断するのか。

A. 移転

既存店の営業活動を停止し、繁華街エリア内に出店する場合を指す。この場合の営業活動の停止とは、賃貸借契約等が継続されていても、事実上の閉店している状態をいう。

移転は、「新規出店」と見なし、新規出店による必要要件等を満たすことで、申請を可能とする。

2号店

既存店の営業活動を停止せず、繁華街エリア内に出店する場合を指す。既存店の所在が繁華街エリアの内外に関わらず、「新規出店」と見なす。

また、繁華街エリアに既に2号店を開業している場合で、リニューアルの要件に該当する場合は、申請することも可能。

<リニューアル>

Q. リニューアルの定義は？（更なる誘客とは？）

A. 繁華街エリア内で既に開業している事業について、「店舗としての付加価値がつく」「店舗の魅力が向上する」などの効果を目指し、店舗の改装や備品の購入をいう。

要綱第3条第1項第4号にある「更なる誘客」とは、すでに開業している事業の客数や売上等が増加することをいう。

(例)

酒類を提供するバーが、より顧客に楽しんで過ごしてもらえるようテーブルやステージなどを店内に設置し、マジックバーとして再開業する

Q. 要領第2条第4項における「サービス内容の変更・追加や事業規模の拡大を図るための店舗改装等」とは？

A. 店舗のリニューアルを図る際に、新たに必要となった工事や備品のことを指す。一方、インフラ設備や既に保有している備品の更新などは対象外となる。